

議案第 35 号

箱根町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

箱根町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成 29 年 6 月 9 日提出

箱根町長 山 口 昇 士

(提案理由)

地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 95 号）及び児童福祉法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 63 号）の施行により、現行条例の一部を改正する必要があるので、本条例案を提出するものである。

箱根町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する 条例

箱根町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例(平成7年箱根町条例第2号)の一部を次のように改正する。

第8条の2中「子を養育」を「子(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。)であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4に規定する里親である職員に委託されている児童のうち、当該職員が同条第2号に規定する養子縁組里親その他これらに準ずる者として箱根町職員の育児休業等に関する条例(平成4年箱根町条例第5号)第2条の2に定める者を含む。以下同じ。)を養育」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。